

## 転用事実確認証明願に関わる手引き

担当課係名：館山市農業委員会事務局

電 話：0470(22)3539（直通）

- 1 この申請書で請求できる証明は  
**転用事実確認証明** です。  
転用許可を受けた農地の地目変更登記に使います。
- 2 請求できる人  
転用許可を受けた人です。
- 3 交付できない場合  
許可条件どおりに転用されていない場合は、交付できません。  
計画を変更する場合は、改めて計画変更承認を県知事から受けてください。
- 4 手数料はかかりません
- 5 申請窓口  
本庁舎 3階 農業委員会事務局